

するための姿勢、努力をねばり強くしていかなければならない課題であります。又、現在の政局の動向を見るならば、六十年代までに安全保障条約の廃止、基地の全面返還はますます明るい展望が開けてきております。本構想の横田基地の位置づけは、いままでも基地に協力をしてきた姿勢の延長線上にしかありません。又、基地をこのままにしておいて市民の平和と安全が脅かされ、私権が侵害される中で、本構想目標の市民が福生市に住むことに喜びと誇りを持つことができるものでないことは明らかであります。

「施策の方針」におきましても、婦人問題や高校問題の欠落、又福祉などにおける住民負担の軽減を図っていくことなどについて考えられていない点、又さらに基地公害における完全補償の問題や大資本の進出を抑さえ、地元商工業者の営業を守る問題などについても明確にされてないなど、不十分なものになっていると私は考えます。

以上のような点を指摘いたしまして、簡単ではありますが、反対討論といたします。



○議長（貫井喜代次君）

次に賛成者 十四番田村市郎君。

（十四番田村市郎君登壇）

○十四番（田村市郎君）

私は本案に対して賛成の立場で討論をいたします。

本案福生市基本構想制定の件、本構想案の内容は、当市将来の展望と発展のため、市民みずからの力と創意を結集されております。私は府中市ほか数市の構想等を見比べてまいり、いろいろ研究もした皆様方と同様の一員であります。他市を見、又本市の構想を見ますと当市のは非常にシビアな独自性な個所があり、まれなるものと思うのであります。

ただ一字句ごとにおいて、各人各人が考えているところと若干の相違はあるかもしれませんが、いかにリッパな人間でも多少の批判はあるもので、その人間が作成した文章でありますので、完全とはいえないが、しかしながら御承知のとおり、基本構想審議会が市長の諮問を受けて発足以来すでに十数回にわたって審議を重ね、この間あらゆる各種団体より市民のための意見も聴取し、又、専門的に学術的にも多くの



資料に基づき三十数回にわたる公聴会等聴取の結果、文案を作成したと聞いております。審議委員会委員並びに市担当者等が努力されたものが答申されたもので、文章を皆様方でよく見ていただければわかるように、その中にその苦勞さがにじみ出ている個所が見受けられます。本案作成に当たって、改めて本議会より敬意を表するものであります。

ただいま反対討論の中で基地問題が取り上げられておりますが、賢明なる皆様の御判断によって、本基地問題の關係は、この構想の目標年次六十年代までに全面返還は望めない状況であり、その許容範囲において、最大限活力あるまちづくりに努力するのは当然のことです。

本案が一日も早く制定されることを望み、今後この構想が次に來たるべき基本計画作成のときに当たって、先般來の基本構想各委員の質疑等を十分配慮願いたいことを希望いたします。本案制定の賛成討論とする次第であります。

(拍手)

○議長(貫井喜代次君)

以上で討論を終わります。

これより議案第百二十五号について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案について委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立二十名、多数であります。よって議案第

百二十五号は委員会報告どおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十及び日程第十一はそれぞれ関連がありますので、一括して上程いたします。

日程第十 請願第六号 障害児学級の増設に関する請願書
日程第十一 請願第十号 障害児教育の推進に関する請願書
以上二件を一括して議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

議六
議七
議百二十五
反町討論
賛成討論
(田村)
請十六

(総務委員長 田村市郎君 登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして、請願第六号、請願第十号の補足説明を申し上げます。

当委員会としては、請願第六号と請願第十号は関連性がありますので、一括して審査をいたしました。請願第六号は、福生市で開設している障害児学級は、福原学級のみであるので、熊川地区に障害児学級を開設していただきたいということであり、又、請願第十号中第二項も第一小学校以外にも障害児学級を設置していただきたいということで関連性があります。それから、請願第十号中第一項は紹介議員から説明を願いました。それによると第一小学校の福原学級は障害児学級として発足し、軽度の子供を入級させているが、福原学級に入れない子供は近隣の都立養護学校等へ通っている。そこでこの障害児学級の枠を広げて、もっと障害の重い子供でも地元の学校で教育して

もらいたい。又、現在の福原学級は二年生から入級させているが、これも障害のはっきりわかる子供については一年生から入級をさせていただきたいという趣旨の説明がありました。

その後活発な発言があり、慎重に審査を進めた次第であります。

本二件の内容は二つの趣旨に分けられますので、趣旨別に申し上げます。まず、請願第十号中第一項については、紹介議員の説明に対して各委員より多彩なる発言がありました。その主なるものを申し上げます。障害児には精神薄弱と肢体不自由とがあるがどちらか。都立養護学校でなく福原学級へ入れてほしいというがどの程度の障害のある子供を入れた場合どのようなことになるか。さらに福原学級に一年生から入れるとすると判定は一体だれがするのかという発言がありました。これに対して紹介議員から、障害児は精神薄弱児と考えている。福原学級には一定基準を設けて入級させているが、もっと枠を広げて重い子供を入級させ、さらに現在の福原学級という障害児学級を充実させて、真の

障害児学級としてほしいということである。障害の程度は重度三くらいまでと思っている。又、一年生から入級させてほしいというのは、入学前において親の目から見ても障害のあるとわかる場合、一年生から入級させてほしいということであるとの発言がありました。又、理事者からは福原学級に重度の子供を入れた場合、教師とその子供は一对一で教育しなければならぬということもある。すると福原学級そのものの教育活動が成り立たなくなり、消滅してしまう恐れがあるとの発言もありました。さらに委員より、これは時期なお早しという発言が多々ありました。次に請願第六号と請願第十号中第二項についてでありますか、この発言の主なものの中で、請願第六号は第一小学校以外とは幾つつくれということか。又、障害児学級を設置願いたいというが、福原学級程度のものでいいのかという質問に対して、第一小学校以外とはどこでもいいから一所ふやしてもらいたいということでありました。又、現在の福原学級と同様のものではないとの趣旨説明もありました。次に請願第十号中第二項熊川地区にも障害児学級をとほ、現在の福原学級程度

のものでよいかとの質問に対し、請願第十号の紹介議員から、福原学級程度のものでよいとの答えでありました。

以上のような審査に当たったの発言が活発に行われ、後に採決いたしました結果、請願第六号と請願第十号中第二項については全員異議なく採択すべきものと決定し、次に請願第十号中第一項については賛成少数で不採択と決定した次第であります。

何とぞ慎重御審査を賜りまして、当委員会の決定どおり御決定くださいますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

委員会の報告は請願第六号及び請願第十号中第二項については採択、請願第十号中第一項は不採択と決定であります。請

願第六号及び請願第十号中第二項については、委員会報告どおり採択
とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって請願第六号

及び請願第十号中第二項は委員会報告どおり採択と決定いたしました。
次に請願第十号中第一項について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立二名、少数であります。

よって請願第十

号中第一項については委員会報告どおり不採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十一年第二回福生市議会臨時会を閉会いたします。



午前十一時三十分

閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

貫井喜代次

議員

松山

青

議員

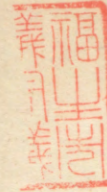
原

日生也

議員

村

新武男



写

福庶発第三千四百六十五号

昭和五十一年二月十八日

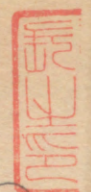
福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十一年第二回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十一年二月十八日付け、福生市告示第七号（別紙参照）をもつて、昭和五十一年第二回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



写

福生市告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十一年第二回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十一年二月十八日

福生市長 石 川 常太郎 印

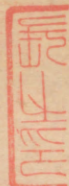
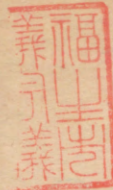
一期 日 昭和五十一年二月二十五日

二場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 昭和五十年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- (3) 中央幹線支線排水路新設工事（第一工区）請負契約
- (4) 中央幹線支線排水路新設工事（第二工区）請負契約
- (5) 福生市学習等供用施設等新築工事請負契約

- (6) 福生市基本構想の制定について
(7) 障害児学級の増設に関する請願書
(8) 障害児教育の推進に関する請願書



(写)

福庶発第三千四百六十六号

昭和五十一年二月十八日

福生市議会議長

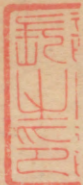
貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

議案の送付について

昭和五十一年第二回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 議案第四号 昭和五十年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)
- 三 議案第五号 中央幹線支線排水路新設工事(第一工区)請負契約
- 四 議案第六号 中央幹線支線排水路新設工事(第二工区)請負契約
- 五 議案第七号 福生市学習等供用施設等新築工事請負契約



福議発第三十九号

昭和五十一年二月十九日

殿

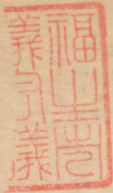
福生市議会議長 貫 井 喜代次

議案説明員の出席要求について

昭和五十一年第二回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百二十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日	時
二 場	所
	福生市議会議場



写

福庶発第三千二百九十六号

昭和五十一年二月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

議案の訂正について

昭和五十年第四回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

議案第百二十五号 福生市基本構想の制定について

頁	訂正箇所	誤	正
八	※第三次産業中	公務	公務、卸売及び小売業
九	第二次産業中	、卸売及び小売業	削る。
十一	後から二行目	連係	連携